

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性・効率性を確保する観点から、また、ステークホルダーの信頼にお応えするため、コーポレート・ガバナンス体制の適切な維持・運用を最重要課題の一つと位置付け、その整備と充実に努めております。

また、株主、投資家の皆様への適時かつ正確な情報公開を通して、経営の透明性を高めていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,473,000	9.01
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	6,838,442	4.57
JP MORGAN CHASE BANK 380634	5,826,000	3.90
株式会社みずほ銀行	4,690,320	3.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,788,000	2.53
日本生命保険相互会社	3,660,968	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,511,000	2.35
朝日生命保険相互会社	2,845,000	1.90
第一生命保険株式会社	2,558,000	1.71
大田 宜明	2,402,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
尾崎 俊彦	他の会社の出身者													
長崎 和三	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 俊彦	○	—	企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ中立的な立場からの的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
長崎 和三	○	—	企業経営者としての豊富な経験・知識ならびに経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ中立的な立場からの的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の組織としては、監査部を設置しており8名で構成しております。その業務内容としては当社各部門及び子会社に対する業務監査を行っております。また、監査役監査は、監査役会が定めた監査方針、業務分担等に従い、監査部及び会計監査人と相互連携を取りながら実施しております。

定期的に会計監査人より監査報告会が行われております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
井上 皓介	他の会社の出身者								△		△				
田中 昌利	弁護士														

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 皓介		社外監査役の井上皓介氏は、過去(16年前)に、当社の主要な取引先である株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)の業務執行者として勤務しておりました。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。
田中 昌利		_____	長年培われた専門的な法律知識・経験等に基づき、コンプライアンス面をはじめ社外監査役としての的確な助言と監査をしていただけるものと判断いたしました。同氏は、所属する法律事務所の方針により、独立役員に指定しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度の下で、適正な業務執行が行われていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「有価証券報告書」、「事業報告(招集通知添付書類)」にて全取締役報酬の総額を開示しております。2014年度に取締役を支払った報酬の総額は、137百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方	なし
------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役に直属する監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、当社は執行役員制度を導入し、業務執行の円滑化と責任の明確化をはかっております。なお、平成22年より社外取締役1名が選任され、経営監督機能の強化に努めておりましたが、平成25年3月には取締役の役付を廃止し執行役員の役付制の変更により業務執行の責任体制を明確化するとともに、取締役および取締役会の経営監視機能を強化いたしました。更に、平成26年3月に社外取締役を2名に増員し、これらの経営監視機能を高めるとともに社外からの意見を経営に積極的に取り入れる体制を強化してまいります。当社の取締役は6名、執行役員は13名であり、取締役は永嶋弘和、尾崎俊彦、長崎和三を除き、全員が執行役員を兼務しております。

取締役会の下に経営戦略会議を組織し、取締役をはじめ、担当執行役員や担当部門責任者も出席し、経営に関する基本方針、戦略等について様々な角度から審議することで、より適切な意思決定および業務の執行が可能となる体制を採っております。なお、経営戦略会議に付議された事項のうち、特に重要な事項については取締役会で意思決定をしております。リスク管理体制としては、リスク管理会議、危機対応タスクフォースを設置しております。

内部監査の組織としては、監査部を設置しており8名で構成しております。その業務内容としては当社各部門及び子会社に対する業務監査を行っております。また、監査役監査は、監査役会が定めた監査方針、業務分担等に従い、監査部及び会計監査人と相互連携を取りながら実施しており、監査役を補佐する組織として監査役室を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社形態を採用しております。独立性の高い社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能および監査役会による監査機能が有効に機能しているものと考えております。また執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図り、実効性のある企業統治体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2011年より、定時株主総会開催日から3週間以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2009年開催の定時株主総会より、集中日を避けた開催日としております。
招集通知(要約)の英文での提供	2011年より実施しており、株主総会招集通知の発送日に和文と同時にホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催しておりませんが、図表を使って分かり易く説明したカラー刷りの「株主の皆様へ」を送付するとともに、IR決算説明会資料をホームページに公開するなど情報の提供に取り組んでおります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家やアナリスト向けに期末と中間の年2回IR決算説明会を開催し、代表者から当期の業績や経営戦略について説明しております。また、国内の工場見学会を随時実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的に説明会を開催しておりませんが、必要に応じて機関投資家やアナリストからの個別取材に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは、 http://www.juki.co.jp/ir/index.html です。ホームページにおいて掲載している投資家向け情報は、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、事業報告書(株主の皆様へ)、株主総会招集通知、適時開示資料等です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として、総務部総務・広報グループに担当者を置き、取締役常務執行役員がIR担当役員を務めております。	
その他	必要に応じて機関投資家やアナリストからの個別取材に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は各ステークホルダーに対する社会的責任を果たすべく、法令遵守はもとより、広く社会にとって存在価値のある企業を目指すための具体的な行動指針として、「JUKI企業行動規範」を制定し、ホームページに開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境理念」「環境行動指針」を定めております。 「環境報告書」を発行し、環境保全についての考え方、グループの取り組みと実施を開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「JUKI企業行動規範」において、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的且つ公正に開示する旨、定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。内容は以下のとおりです。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- (2) 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- (3) 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規定」を定め、当社グループ全体のリスクの管理を行う。
- (2) 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
- (3) 具現化したリスクに関しては、「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応措置を執る。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員に移譲し、職務執行の迅速化に努める。
- (2) 「権限規定」において取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
- (3) 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、取締役社長が決定を行う。
- (4) 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
- (2) 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
- (3) 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
- (4) 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
- (5) 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- (6) 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。

6 当社及び当社のグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「リスク管理体制」及び「コンプライアンス体制」は、グループ会社も含めたグループ全体をその対象とする。
- (2) 当社グループ全体の法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、活動の統括をはかる。
- (3) 当社グループ全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
- (4) 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
- (5) 当社は、「グループ経営会議」において、グループ会社の経営方針・経営計画についてチェックと調整を行う。
- (6) グループ会社における経営資源配分の意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
- (7) 当社監査部は、グループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 「監査役室」に属する使用人は、監査役指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
- (2) 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べることが出来る。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に出席し、自ら必要な情報を収集する。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- (3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門からその報告を受ける。

10 監査役が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
- (3) 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。

11 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

制定：平成18年5月17日

改定：平成20年5月27日

：平成21年4月28日

：平成22年6月25日

：平成23年5月13日

：平成27年2月12日

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する旨を「内部統制システム構築の基本方針」「JUKI企業行動規範」で定めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の更なる改善によって企業価値を向上させることが優先課題であると考えており、現時点では「買収防衛策」を導入しておりませんが、当社グループの企業価値をあるいは株主共同の利益に資さない大量株式取得行為については、適切な対応が必要であると考えております。今後の法制度や社会的な動向等を注視しつつ、導入の必要性について慎重に検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

